

議長交際費の支出基準

1、目的

安芸高田市議会に対する市民の理解と信頼を深めるため、交際費について、支出基準を定めることにより、行政の透明性の確保と説明責任を果たし、公平かつ公正な執行を図ることを目的とする。

2、支出の相手方

交際費は、安芸高田市議会と直接関係するもの、市政について顕著な功績があったもの、災害又は事故等にあったもの、その他議長が特に必要と認めるもので、社会通念上妥当と認められるものに対して支出できるものとする。

3、支出区分

交際費の支出の区分は次のとおりとする。

(1) 儀礼的経費

お祝い、お見舞い、香典、生花その他、慶弔等に関する経費

(2) 社交的経費

各種会合等の参加費・会費、その他社交に係る必要経費

(3) 上記に掲げる経費以外で、これに準ずる経費

4、支出基準額

交際費の支出基準は、別表によるものとする。ただし、これ以外の事案が発生したときは、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。

5、その他

この基準は、社会経済状況の変化等に十分配慮し、市民感覚と合致したものになるよう、適正な予算の執行のため適宜見直しを行うものとする。

(別表) 交際費の支出基準表

区分	対象者等	金額
お祝い	叙勲・褒章（市民又は市に縁の者が受賞し、又は祝賀会等が開催される時）	1万円
	就任等お祝いの生花・祝電（近隣市町の議長・市町長、姉妹都市の議長・市町長、関係協議会等への加盟市町の議長・市町長、地元選出及び出身の国会議員、地元選出の県議会議員）	実費
	落成式	1万円
	総会・祝賀会・懇談会・行事等のお祝い	1万円以内
	激励祝金（全国大会等に出場する団体又は個人）	1万円以内（個人） 3万円以内（団体）
	市政の推進に関する各種団体の大会等	1万円以内
お見舞い	病気見舞（近隣市町の議長・議員・市町長、姉妹都市の議長・市町長、市関係機関代表者等）	1万円以内
	災害見舞（火災・災害等）	社会通念上、妥当と認められる額（他都市における災害見舞金はこの限りではない）
香典 （生花については議長と別途協議）	市議会議員（現職：本人）	1万円
	市特別職（現職：本人）市職員（現職：本人）	1万円以内
	行政委員会の委員（現職：本人）	1万円以内
	近隣市町の議長・議員・市町長、姉妹都市の議長・市町長、市関係機関代表者等	1万円以内
	市政に功労があったと認められる者	1万円以内
	その他、議長が特に必要と認める者	1万円以内
会費	会費を必要とする会合等への参加等に係る支出（政治家等の個人パーティーは除く）	会費相当額
その他	市政運営上の必要経費として、議長が特に認めるもの（広告料、土産、その他）	社会通念上、妥当と認められる額

備考

別に消費税（地方消費税を含む。）が課されるものにあつては、表中の支出基準額の当該額に消費税（地方消費税を含む。）を乗じて得た額を加えた額を支出基準額とする。

この基準は、平成17年10月1日から適用する。

この基準は、平成28年3月1日から適用する。

この基準は、平成31年4月1日から適用する。